

年金の完納について

(1) 年金を完納した場合の扱いについて。

年金を納付した結果、「完納」となった場合、以下のように処理しています。

- ・次回年金期限はクリアする。これによって年金管理から外れます。
- ・応答期限に「満了」とセットするかダイアログを出す。(選択可能。不要ならばなし)
- ・「完納」の判断を行なう方法の違いによって、2つの種別を用意しています
通常型：「年金起算日+納付年>=存続期限となったら完納」となったら「完納」と判断します。
標準では「41000：年金納付」及び「41050：納付報告(期限更新)」が相当します。
US型：「納付年数が最終納付年を超えたら(以上ではなく超)「完納」と判断します。
標準では「41051：納付報告(US型)(期限更新)」が相当します。

(2) 具体的事例の説明。

1. 年金納付(41000)及び納付報告(41050)の場合

- ・「納付した結果、年金起算日+納付年>=存続期限となったら完納」と判断しています。
大部分の国はこれにあてはまります。
- ・日本の場合
出願日 2005/05/05
登録日 2008/08/08
とすると
年金起算日 2008/08/08
存続期限 2025/05/05
ここで、17年分納付したとすると
次回年金期限 2008/08/08+17年=2025/08/08
となって、存続期限を越えるので、これで完納となります。
- ・その他、出願日から20年期限で年金起算日が出願日の場合も上記の計算方式があてはまります。
出願日 2005/05/05
登録日 2008/08/08
とすると
年金起算日 2005/05/05
存続期限 2025/05/05
ここで、20年分納付したとすると
次回年金期限 2005/05/05+20年=2025/05/05
となって、存続期限と同じになるので、これで完納となります。
- ・ここでUS特許の場合
出願日 2005/05/05
登録日 2008/08/08
とすると
年金起算日 2008/08/08
存続期限 2025/05/05
ここで、3回目を納付したとすると
次回年金期限 2008/08/08+11.5年=2020/02/08
となって、存続期限を以上にならないので、上記の計算方法では完納となりません。

2. 納付報告(US型)(41051)の場合

- ・納付した結果の納付年数が出願種別で設定している「最終納付年」(米国の場合、出願種別で「11」とセットされている)を超えたら(以上ではなく超)、完納と判断します。

- ・上記の例で説明すると

出願日 2005-0505

登録日 2008-0808

とすると

年金起算日 2008-0808

存続期限 2025-0505

ここで、3回目を納付したとすると

次回年金期限 $2008-0808 + 11.5 \text{年} = 2020-0208$ < 存続期限(2025-0505)

ですが、3回目の納付により納付年は11.5となり最終納付年(11)を超えますので「完納」と判断します。

元々は、US特許の「完納」に対応するために設けたものですが、同じようなパターンの場合に、(一定回数納付したら「完納」となる場合)には、納付報告(US型)(41051)を使用します。